

武田科学振興財団 海外研究留学助成要項

● 1 (主旨)

我が国の生命科学分野、特に疾病の予防・診断・治療の進歩・発展に貢献する為、医師資格 (MD) を有し、かつ博士号 (PhD) 保持者または PhD 取得を目指す大学院博士課程に在籍する若手研究者のうち海外に留学し研究を行う者に奨学金を支給する。以下、当財団から留学助成を受ける研究者を「研究留学学者」という。

業績だけでなく、夢・やる気などの信条、留学中の研究予定内容など、多様な観点から研究留学学者を選考し、最長 4 年間の長期にわたる助成を行う特徴を有する。

● 2 (研究留学学者の応募資格条件)

下記の諸条件をいずれも満たす日本に国籍を有する者または日本の永住が許可されている者。かつ、募集留学年度末に 38 歳以下の者 (産休などの理由により研究活動を中断した者は、連続する 12 ヶ月内に計 3 ヶ月間以上の関連休暇を取得した所属機関発行の証明書等の提出により、1 歳超過が認められる。但し、超過上限は 40 歳とする)。

- (1) 医師免許を有し (MD)、かつ博士号 (PhD) を取得している者または PhD 取得を目指す大学院博士課程在籍者
- (2) 留学中の年間収入が本奨学金を除いて 600 万円以下の者
- (3) 応募時から本助成による海外出立まで国内に在住し、国内の大学あるいは病院等の機関に所属しており、2 年以上の留学を受け入れる海外の大学等学術研究機関が内定している者
- (4) 募集留学年度内 (4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで) に海外に出立でき、2 年以上留学可能な者
- (5) 学術優秀、品行方正、心身とも健康、身元の確実な者で、所属機関長からの推薦を受けられる者 (推薦者からの推薦書を提出)

※次の者は対象外

- ① 学生として海外の大学または大学院に留学する者
- ② 大学卒業後 1 年間以上の海外留学や海外研究の経験がある者
- ③ 国内外を問わず他機関・他財団の大型留学助成 (年 600 万円以上) と重複受領する者

● 3 (留学助成金額、期間および件数)

- (1) 一年あたり 600 万円の滞在費に加え、海外渡航準備 (支度) 金 100 万円および海外渡航費往復 60 万円を支給する。
- (2) 期間は 2 年以上 4 年以内とする。2 年以上の受入れが内定している者に限る。
- (3) 新たに 12 件を助成対象とする。

● 4 (継続助成の申請と期間)

2年間を超える留学期間を希望する研究留学者は、出立前の申請希望期間にかかわらず、近況（主に生活面）、留学先の研究成果、今後の研究計画、留学先受入責任者（PI）の推薦書を含む継続助成申請書を出立の1年半後までに提出し、審査に合格すれば、原則、更に2年間（合計4年間）の継続助成が認められる。

● 5 (留学助成金の支給方法および支給金額)

- (1) 往路渡航費 30 万円と1年分の滞在費 600 万円（月 50 万円として計算）を合わせた 630 万円を出立前に国内の指定銀行に振り込む。
- (2) 海外渡航準備（支度）金 100 万円を認定式後、国内の指定銀行に振り込む。ただし、海外留学取り止め等、本助成を辞退する場合は、本人責任の下、辞退申請時に全額返金しなければならない。
- (3) 2年目の1年分の滞在費 600 万円と復路渡航費 30 万円を合わせた 630 万円を2年目の開始月に指定の銀行に振り込む（ドル建てで振り込む場合は、その時点の為替レートを利用）。復路渡航費は、3年間滞在中および4年間滞在中の場合も2年目の開始月に支払う。
- (4) 継続助成で3年目も海外に滞在する場合は、3年目開始1ヶ月前までに異動届による通知がなければ、原則1年分の滞在費 600 万円を3年目の開始月に指定の銀行口座に振り込む（ドル建てで振り込む場合は、その時点の為替レートを利用）。4年目も同様である（●9(5)、●10(4)参照）。

※但し、振込後に、予定を短縮して帰国する場合は、本人責任の下、月単位（最終月10日以上短縮の場合は比例計算）で返金しなければならない（●11参照）。

※研究留学者が、受入機関における身分あるいは保険取扱いの都合上、受入機関が指定する銀行口座に助成金の直接振込を希望する場合、下記2点が必要となる。

- 研究留学者本人が直接振込を希望しており、振込後に留学期間を短縮する場合も、その期間に応じた額を本人責任により返金することを記載した確認書を財団に提出すること。
- 財団と受入機関の間に、財団が指定口座に振込むお金は研究留学者の助成金であり、その振込金により研究留学者が受入機関において一定の身分・処遇で研究活動が出来るようになることに同意する覚書が締結出来ること。

● 6 (申請書の提出と期限)

次の書類を募集留学年度前年の指定期日までに当財団に提出し、申請するものとする。

- (1) 海外研究留学助成申請書（誓約書、履歴書を含む（所定の用紙・方法））
- (2) 大学、病院等、学術研究・医療機関の所属機関長の推薦書（様式に記載）

※但し、学位（PhD）未取得者は、在籍する（在籍していた）大学院研究科長・研究院長が推薦者となる。

※推薦件数は研究機関内選考等により一推薦者に付き1件とする。

- (3) 医師免許証または医師資格証の写し
- (4) 受入れが内定している海外学術研究機関の2年間以上の受入承諾書
- (5) 学位（PhD）授与（取得）証明書（未取得者はその旨記載する）
- (6) 本人の推奨する論文1報以内
- (7) 業績リスト
- (8) 海外留学研究の実施計画
- (9) 「海外研究留学を通じて、どのように自分を高めて社会に貢献したいか」を記した信条書（所定の用紙・方法）
- (10) 語学能力の証明書写し（TOEIC / TOEFL / 英検 等）
- (11) 戸籍抄本または謄本。永住者は「永住者証明書」の写し
- (12) 健康に関する申告書（所定の用紙）

● 7（選考方法）

提出された申請資料をもとに、当財団の外部の委員3名以上からなる選考委員会において選考し、当財団の理事長が最終決定する。

● 8（採否の通知）

採否の結果は各募集留学年度開始前の1月末までに申請者に通知する。継続助成の可否は、継続申請書類受領後2ヶ月以内に通知する。

● 9（研究留学者の義務）

- (1) 研究留学者は採択後の認定式（出立の前年度1月後半から3月に行われる）に出席しなければならない。
- (2) 研究留学者は、出立2週間前までに出立日、飛行機便名、および国内の振込銀行口座を当財団に報告する（所定の用紙・方法）。
- (3) 研究留学者は、出立後1年が経過するまでに研究進捗を含めた近況を報告する（所定の用紙・方法）。その報告がなければ、2年目の滞在費は振込まれない。また、2年目以降、海外の銀行口座に振込を希望する者は、その口座情報を同期間内に報告する（所定の用紙・方法）。
- (4) 2年間を超える留学期間を希望する研究留学者は、出立前の申請希望期間にかかわらず、●4の継続助成申請書を出立1年半後までに提出しなければならない。
- (5) ●4の継続助成において、研究期間が合計4年間未満の者は、3年目または4年目が始まる1ヶ月前までに研究室主宰者（PI）の了承サイン入りの異動届を当財団に報告しなければならない。なお、通知遅滞による振込後の返金は、本人責任の下、行わなければならない（●11参照）。
- (6) 研究期間が合計3年間を超える研究留学者は、3年間終了までに研究進捗を含めた近況を報告する（所定の用紙・方法）。その報告がなければ、4年目の滞在費は振込まれない。

- (7) 研究留学者は、留学助成期間終了後 3 ヶ月以内に研究成果ならびに留学体験記を報告しなければならない（所定の用紙・方法）。
- (8) 研究留学者は、留学助成期間中の研究結果を発表する際、当財団に報告するとともに、当財団の留学助成金の交付を受けて行ったことを明らかにしなければならない。
- (9) 留学助成期間中に一時帰国する場合は、異動届に記載、研究室主宰者（PI）の了承サインを得て、事前に当財団に報告しなければならない。なお、10 日間以上の一時帰国の場合は、本人責任の下、その年の留学助成金の一部を比例計算で返金しなければならない（●11 参照）。
- (10) 研究室主宰者（PI）の変更は事前に当財団に通知し、財団の指示を仰がなければならない（再審査が求められる場合もある）。従前の PI から変更に同意するレターを、また新しい PI から受入に同意するレターを取得し、財団に提出しなければならない。

● 1 0 （異動等届出）

研究留学者は、次の各号の異動等の際は、遅滞なく所定の用紙・方法で当財団に届出るものとする。

- (1) 留学助成期間中に所属教室または研究室主宰者（PI）が変わる場合
- (2) 住居が決まった場合、また変更した場合、連絡先が変わる場合
- (3) 留学助成期間中に一時帰国する場合（●9(9)参照）
- (4) 助成期間が終了する場合（留学助成期間を短縮する場合を含む）（●9(5)参照）
- (5) 留学助成金振込銀行口座を変更する場合
- (6) その他（病気、怪我、産休などにより研究を一時中断する場合等）

● 1 1 （留学助成金の返金）

研究留学者は、奨学金振込後に次の各号に該当する際は、留学助成金を各々の方法に従い、本人責任の下、返金しなければならない。但し、身内の不幸等、一時帰国の理由により返金を免除する場合がある。また、ビザ更新目的の一時帰国は、15 日間以内の国内滞在は返金対象としない。

- (1) 予定を短縮して帰国、または●12の研究継続が不可能となった場合：
月単位（最終月 10 日間以上短縮の場合は下記の比例計算）で返金する。10 日間は返金対象から控除される。

例) 42 日短縮して帰国の場合：

返金額： 1 ヶ月分： 50 万円

最終月 : 50 万 x (12-10)/(30-10)=5 万円

合計 : 55 万円

（振込み手数料は財団負担）

- (2) 一時帰国の国内滞在期間が 10 日間以上の場合：
最低保証 10 万円以外は、比例計算により返金する（例 1）。但し、2 ヶ月間を

超える国内滞在は、3ヶ月目から最低保証10万円および10日間の控除は適用されず、50万円、30日間の日割り計算による返金となる（例2）。

例1) 一時帰国で国内に12日間滞在の場合：

返金額： $(50-10)万 \times (12-10)/(30-10)=4$ 万円

（振込み手数料は財団負担）

例2) 一時帰国で国内に72日間滞在の場合：

返金額：1ヶ月目：40万円

2ヶ月目：40万円

3ヶ月目： $50万 \times 12/30=20$ 万円

合計：100万円

（振込み手数料は財団負担）

● 1.2（留学助成金の支給打ち切り）

研究留学者は、次の各号のいずれかに該当する際は、留学助成金の支給を打ち切り、または、振込後であれば、月単位（最終月10日以上短縮の場合は比例計算）で返金しなければならない（●11参照）。

- (1) 疾病など研究留学者側の種々の理由により受入機関に籍がなくなり、研究の継続が不可能となった場合。
- (2) 受入機関側の理由により研究の継続が不可能となった場合。但し、1ヶ月以内に別の受入研究機関が見つければ、この限りではない。

● 1.3（その他）

- (1) 研究留学者に内定後、申請に虚偽事項が判明した、要項違反があった、または、ふさわしくない行為があった等の場合は、留学助成を取り消し、または、支給した留学助成金の返還を要求することがある。
- (2) 申請書に記載の個人情報、本留学助成に関する書類の送付、選考資料の選考委員への提供ならびに選考結果の連絡および公表等に利用することがある。但し、利用は目的の達成に必要な範囲で行う。
- (3) 申請書は採否に関らず一切返却しない。
- (4) 研究留学者に選考された者は、当財団の事業報告として、氏名、所属、研究留学先、研究テーマなどが公表される。
- (5) 天災、パンデミックなどの不可抗力の影響がある場合に限り、募集留学年度内出立の1年間の猶予を認めることがある。

連絡先：〒541-0045 大阪府中央区道修町二丁目3番6号

公益財団法人 武田科学振興財団 海外研究留学助成事務局

e-mail: info3@takeda-sci.or.jp

TEL (06)6233-6109 FAX (06)6233-6112